［注１～４　略］

５　他の電気通信事業者に対して提供する卸電気通信役務を当該他の電気通信事業者が利用して提供する仮想移動電気通信サービスが、無線設備規則第49条の６の９第１項第１号へに規定するキャリアアグリゲーション技術その他これに類するものを用いて当該卸電気通信役務の回線に係る周波数と他の回線に係る周波数とを一体として提供されるものであるときは、当該卸電気通信役務の回線数は自らの回線数に含めないこと。

［６～８　略］

様式第31の４（第９条第２号関係）

高速度データ伝送電気通信役務に係る回線数等状況報告

年　　月末現在

サービスの種類　地域ＢＷＡアクセスサービス

事業者名

法人番号

回線数	
参考事項	

［注１～４　略］

５　他の電気通信事業者に対して提供する卸電気通信役務を当該他の電気通信事業者が利用して提供する仮想移動電気通信サービスが、無線設備規則第49条の６の９第１項第１号へに規定するキャリアアグリゲーション技術その他これに類するものを用いて当該卸電気通信役務の回線に係る周波数と他の回線に係る周波数とを一体として提供されるものであるときは、当該卸電気通信役務の回線数は自らの回線数に含めないこと。

［６～８　略］

様式第31の５（第９条第２号関係）

高速度データ伝送電気通信役務に係る回線数等状況報告

年　　月末現在

サービスの種類　公衆無線ＬＡＮアクセスサービス

事業者名

法人番号

回線数	
参考事項	

［注１～４　略］

５　衛星アクセスサービスの回線数は、自らの回線数に含めないこととし、様式第31の６で報告すること。

６　［略］

７　［略］

［注１～４　同左］

５　他の電気通信事業者に対して提供する卸電気通信役務を当該他の電気通信事業者が利用して提供する仮想移動電気通信サービスが、無線設備規則第49条の６の９第１項第１号へに規定するキャリアアグリゲーション技術その他これに類するものを用いて複数の周波数を一体として提供されるものであるときは、当該卸電気通信役務の回線数は自らの回線数に含めないこと。

［６～８　同左］

様式第31の４（第９条第２号関係）

高速度データ伝送電気通信役務に係る回線数等状況報告

年　　月末現在

サービスの種類　地域ＢＷＡアクセスサービス

事業者名

法人番号

回線数	
参考事項	

［注１～４　同左］

５　他の電気通信事業者に対して提供する卸電気通信役務を当該他の電気通信事業者が利用して提供する仮想移動電気通信サービスが、無線設備規則第49条の６の９第１項第１号へに規定するキャリアアグリゲーション技術その他これに類するものを用いて複数の周波数を一体として提供されるものであるときは、当該卸電気通信役務の回線数は自らの回線数に含めないこと。

［６～８　同左］

様式第31の５（第９条第２号関係）

高速度データ伝送電気通信役務に係る回線数等状況報告

年　　月末現在

サービスの種類　公衆無線ＬＡＮアクセスサービス

事業者名

法人番号

回線数	
参考事項	

［注１～４　同左］

［新設］

５　［同左］

６　［同左］